

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		空き家対策事業(生活環境課)						予算事業名		空き家等対策事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	空き家等対策の推進に関する特別措置法				
			04	01	06	6101	経常経費		結城市空き家等対策推進条例				
総合計画体系	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						事業の区分	主要事業					
	2-2ゆとりある住みよいまちづくり(住環境)												
	②良好な住環境の形成						担当課係等	生活環境課					
事業期間		継続(平成27年度～令和 4年度)						環境保全係					
【めざす姿(意図・どのような状態になるのか)】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
管理状況の悪い空き家等の件数を減らし、地域住民の生活環境を保全を図る							平成25年に結城市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、その後平成27年に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行された。他市では法との整合性を図るための条例の改正、法に基づく対策計画の策定や協議会の設置を行っている。						
【手段(事業内容・どのようなことを行うのか)】							【対象(だれに対して・何に対して行うのか)】						
空き家等の実態調査及び市民からの情報提供等により、現在(5月31日時点)288件の空き家等を把握している状況である。その中でも、特に管理状況の悪い空き家等については、所有者又は管理者に対し、適正な管理をしてもらうよう助言及び指導等を行っている。今後法律の勧告等の対象となる、「特定空き家等」に該当する空き家等が出てくる可能性もあり、税務課や都市計画課等他の部署との連携で事業を進める。							空き家の所有者又は管理者						
							【事業をとりまく環境の変化】						
							平成31年4月に結城市空き家等の適正管理に関する条例を改正し、今後は法に基づく対策計画の策定や協議会の設置について検討を行う予定。						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
管理不全の空き家等への助言指導等 相続人のいない空き家等に関する対策 空き家対策の推進に関する特別措置法の特定空き家等の認定等の業務 空き家等に関する最新の情報を収集 緊急安全措置実施委託				管理不全の空き家等への助言指導等 相続人のいない空き家等に関する対策 空き家対策の推進に関する特別措置法の特定空き家等の認定等の業務 空き家等に関する最新の情報を収集 緊急安全措置実施委託				管理不全の空き家等への助言指導等 相続人のいない空き家等に関する対策 空き家対策の推進に関する特別措置法の特定空き家等の認定等の業務 空き家等に関する最新の情報を収集 緊急安全措置実施委託					
■事業費													
				H30年度		R01年度							
財源内訳	国庫支出金			0		0							
	県支出金			0		0							
	地方債			0		0							
	その他			0		0							
	一般財源			519		430							
歳入計(千円)				519		430							
歳出内訳	節(番号+名称)				金額(千円)		金額(千円)						
	09	旅費			13		56						
	11	需用費			0		25						
	12	役務費			6		0						
	13	委託料			0		324						
	19	負担金補助及び交付金			500		25						
歳出計(千円)(A)				519		430							
伸び率(%)						-17.14							
備考	総合計画 76ページ 予算書 109ページ												

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	助言及び指導件数	件	目標	40.00	20.00	20.00
	管理不全な空家等に対して助言及び指導を行う。		実績	25.00	0.00	0.00
	相続人不存在の空家等への対応	件	目標	1.00	0.00	0.00
	相続人が全員死亡又は放棄した場合への対応		実績	1.00	0.00	0.00
成果 指標	空き家等の改善及び解体	件	目標	10.00	10.00	10.00
	管理不全の空家等を改善（立木剪定・雑草除草等）及び解体をさせる。		実績	17.00	0.00	0.00
	相続財産管理人の選任の申立て	件	目標	1.00	0.00	0.00
	相続財産管理人を選任し、相続財産管理人に管理及び処分を行ってもらう。		実績	1.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	今後少子高齢化が進み、空家等が増えることが予想される。また、国や市民の関心も高いことから必要な事業と考えられる。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	法律では市が実施主体となっている。また、法律により固定資産税情報を閲覧出来るのは市だけである。
	手段の妥当性	A 妥当である	助言及び指導は直接訪問することで進展することが多い。 助言及び指導は専門的な知識を必要とするため、研修参加が必要である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	本来であれば相続人調査に時間を要するが、税務課の固定資産税情報を閲覧出来るため、全てを調査する必要はない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市内全域の管理不全な空家等が助言及び指導対象であるため、偏りはない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	危険な空家等が改善及び解体されることによって、その後の跡地利用及び空家等周辺の生活環境の保全が達成された。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	助言及び指導だけでは対応が難しい案件が発生しているため、対処できる体制を整える必要がある。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
新聞やテレビ等のメディアにより、市民の空家問題に関する関心が高まっている。市の助言及び指導だけでは空家等の改善や解体がされない空家等について、より強い行政指導を行えるように法に基づく協議会の設置をするなどの必要が発生している。 また、県内の他の市町村では空家等の解体の補助制度を始めるなどの対策が進んでいる。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
協議会の設置や特定空家等の判断基準を作成し、法に基づく行政指導が行える体制にする。 空家等の利活用を担当する部署と協力し、行政指導でない空家問題の解決方法を検討する。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 空家に係る部署と情報交換など連携をしながら進めていく。管理不全な空家の所有者等に対して、助言、指導等を地道に行い、自発的な改善を促していく。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 関係各課との調整により進める。